

香川県ダム検証に係る検討委員会傍聴要領(案)

(主 旨)

この要領は、香川県ダム検証に係る検討委員会（以下「委員会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(傍聴手続)

1. 受付

会議を傍聴しようとする方は、受付にて住所及び氏名を記入してください。

なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとさせていただきます。

2. 入室

傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、委員会開始予定時刻の10分前からとし、委員会開始後の入室及び途中退室後の再入室は認めません。なお、受付を終了していない者の入室は認めません。

3. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) プラカード、はちまき、腕章の類をしないこと。
- (4) 携帯電話等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切ること。
- (5) 会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (6) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

4. 委員長は、傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退出を指示することがあります。

5. 会議の非公開の決議があった時または、委員長が退室を指示した時は、速やかに退室してください。

6. 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。